

新潟県中越大震災義援金「第2回配分計画」に係る市町村配分計画(1/5)

平成18年8月現在

		新潟市(旧小須戸町)	長岡市(旧長岡市)	長岡市(旧栃尾市)	長岡市(旧中之島町)
配分委員会開催日		H17.7.20(水) (市決定)	H17.4.26(火)	H17.5.31(火)	H17.3.30(水)
配分計画	配分対象被害 配分単価	住家被害 一部損壊:45千円/世帯	住家被害 ア 全壊:1,800千円/世帯 イ 大規模半壊:900千円/世帯 ウ 半壊:225千円/世帯 *ア、イ、ウ持ち家(借家・借間は除く) エ 一部損壊:45千円/世帯 *借家・借間を含む	住家被害 ア 全壊:1,800千円/世帯 イ 大規模半壊:900千円/世帯 ウ 半壊:350千円/世帯 エ 一部損壊:[20千円/世帯] +[補修費用に応じた上乘せ] -上乘せ分- A 補修費用500千円以上:80千円/世帯 B 補修費用200千円以上500千円未満:30千円/世帯 *補修は大工などの業者によるものに限る	住家被害 ア 大規模半壊:900千円/世帯 イ 半壊:225千円/世帯 ウ 一部損壊:45千円/世帯
	配分(予定)時期	H17.8月上旬	H17.6.15~	H17.6.29~ ただし、一部損壊の上乗せ分は別途(H18.3月末まで申請受付)	H17.4.7
	配分方法	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込
住家被害発生状況		一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	大規模半壊、半壊、一部損壊

		長岡市(旧越路町)	長岡市(旧三島町)	長岡市(旧与板町)	長岡市(旧和島村)
配分委員会開催日		H17.4.25(月)	H17.3.28(月)	H17.6.27(月)	H17.4.8(金)
配分計画	配分対象被害 配分単価	住家被害 ア 全壊:1,800千円/世帯 イ 大規模半壊:900千円/世帯 ウ 半壊:225千円/世帯 エ 一部損壊:45千円/世帯	住家被害 ア 全壊:1,800千円/世帯 イ 半壊:225千円/世帯 ウ 一部損壊:45千円/世帯	①住家被害 ア 大規模半壊:900千円/世帯 イ 半壊:225千円/世帯 ウ 一部損壊:32千円/世帯 *ア~ウとも複数世帯居住の場合はその数 ②①以外の世帯 10千円/世帯	住家被害 一部損壊:45千円/世帯
	配分(予定)時期	H17.5.30~	H17.6.22~	H17.7.14~	H17.4.26~
	配分方法	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込
住家被害発生状況		全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	全壊、半壊、一部損壊	大規模半壊、半壊、一部損壊	一部損壊

新潟県中越大地震災義援金「第2回配分計画」に係る市町村配分計画(2/5)

平成18年8月現在

		長岡市(旧寺泊町)	長岡市(旧山古志村)	長岡市(旧小国町)	三条市(旧三条市)
配分委員会開催日		H17.4.22(金)	H17.3.21(月)／3.22(火)施行	H17.3.28(月)	H17.3.31(木) (市決定)
配分計画	配分対象被害 配分単価	住家被害 ア 大規模半壊:900千円／世帯 イ 半壊:225千円／世帯 ウ 一部損壊:45千円／世帯 *ア、イ、ウとも持ち家が対象	住家被害 ア 全壊:1,800千円／世帯 イ 大規模半壊:900千円／世帯 ウ 半壊:225千円／世帯 エ 一部損壊:45千円／世帯	住家被害のうち、「配分対象世帯判定基準」にあてはまるもの :255千円／世帯	住家被害 一部損壊:45千円／世帯
	配分(予定)時期	H17.5.2～	H17.8.10～	H17.4.28～	H17.4.20
	配分方法	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込
住家被害発生状況		大規模半壊、半壊、一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	一部損壊

		三条市(旧下田村)	三条市(旧栄町)	柏崎市(旧柏崎市)	柏崎市(旧高柳町)
配分委員会開催日		H17.3.31(木) (村決定)	H17.4.5(火) (町決定)	H17.4.28(木)	H17.4.8(金)
配分計画	配分対象被害 配分単価	住家被害 一部損壊:45千円／世帯	住家被害 ア 大規模半壊:900千円／世帯 イ 半壊:225千円／世帯 ウ 一部損壊:45千円／世帯	①持ち家被災 ア 全壊:1,100千円／世帯 イ 大規模半壊:1,000千円／世帯 ウ 半壊:800千円／世帯 エ 世帯員割増:100千円／人 *2人以上の世帯1人当たり ②宅地(更地を除く住宅敷地)被災 ア 固定資産税(土地)減免率100%世帯 :1,350千円／世帯 イ 同80%世帯:1,100千円／世帯 ウ 同60%世帯:800千円／世帯 エ 同40%世帯:500千円／世帯 ③私立学校被災 限度額:2,000千円／校	①住家被害 大規模半壊:1,000千円／世帯 ②被災者支援のために活動した集落 ア+イ ア 均等割:150千円／集落 イ 区分割 20世帯未満:300千円／集落 20～50世帯未満:500千円／集落 50～150世帯未満:650千円／集落 150世帯以上:1,035千円／集落 【合計】450千円～1,185千円／集落
	配分(予定)時期	H17.4.25	H17.4.25	H17.5.20	H17.4.27
	配分方法	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込
住家被害発生状況		一部損壊	大規模半壊、半壊、一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	大規模半壊、半壊、一部損壊

新潟県中越大震災義援金「第2回配分計画」に係る市町村配分計画(3/5)

平成18年8月現在

		柏崎市(旧西山町)	小千谷市		加茂市
配分委員会開催日		H17.3.30(水)	H17.5.18(水)	H18.3.1 《拡大》	H17.5.19(木) (市決定)
配分計画	配分対象被害 配分単価	①住家被害 ア 全壊:1,200千円/世帯 イ 大規模半壊:600千円/世帯 ウ 半壊:150千円/世帯 エ 一部損壊:30千円/世帯 ②集落 ア+イ ア 平均割:150千円/集落 イ 戸数割:7.5千円/集落	①住家(自己所有)被災 ア 全壊:1,400千円/世帯 イ 大規模半壊:700千円/世帯 ウ 半壊:175千円/世帯 エ 一部損壊:35千円/世帯 ②住家(借家)被災 10千円/世帯 ③住宅再建支援金(家を新しく建てる者) 1,000千円/世帯 *全壊及び大規模半壊が対象 *市内に新築(購入を含む) *H15年度世帯収入が600万円以下 *期限はH19.10月末まで ④町内会支援金 2千円×H16年度の町内委託料支払世帯数	拡大分 左記③の拡大 住宅再建支援金(家を新しく建てる者) 500千円/世帯 *H15年度世帯収入が600万円超~ 1,000万円以下 住宅再建支援金(家を修繕する者) ア 全壊・大規模半壊:300千円/世帯 イ 半壊:100千円/世帯 *H15年度世帯収入が600万円以下	住家被害 ア 大規模半壊:900千円/世帯 イ 半壊:225千円/世帯 ウ 一部損壊:45千円/世帯
	配分(予定)時期	H17.4.22	①②:H17.6.29、③:H17.7月申請受付後、④:H17.7月中旬		H17.6.24
配分方法	口座振込	口座振込		口座振込	
住家被害発生状況		全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊		大規模半壊、半壊、一部損壊

		十日町市(旧十日町市)	十日町市(旧川西町)	十日町市(旧中里村)
配分委員会開催日		H17.3.31(木)	H17.8.19(金) 《追加》	H17.3.30(水)
配分計画	配分対象被害 配分単価	①商店街振興組合等 ア+イ ア 均等分:300千円/組合 イ 加盟組合数割分:5千円/組合員 ②長期避難世帯 樽沢地区30世帯:200千円/世帯 ③被災世帯 70千円/世帯 *H16.10.23現在、市内に居住していた世帯 ④中越大震災復興支援事業(仮称) 基金造成により、住家被害が半壊以上で学生を扶養している世帯に対する修学支援や地域コミュニティ醸成等震災復興に資する取組みに対する支援等に充てる。	住家被害 ア 全壊:400千円/世帯 イ 大規模半壊:100千円/世帯	①住家被害(借家含む) ア 全壊:800千円/世帯 イ 大規模半壊:400千円/世帯 ウ 半壊:100千円/世帯 エ 一部損壊又は判定無:38千円/世帯 ②宅地被害 ア 甚大:400千円/世帯 イ 大:200千円/世帯 ウ 中:100千円/世帯 ③法人事業所又は工場被害 半壊:250千円/法人
	配分(予定)時期	H17.6.30まで(基金造成分は別途)	H17.8.30、H18.3.17	H17.5.20まで
配分方法	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込
住家被害発生状況		全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	半壊、一部損壊

新潟県中越大震災義援金「第2回配分計画」に係る市町村配分計画(4/5)

平成18年8月現在

		十日町市(旧松代町)	十日町市(旧松之山町)	見附市	燕市(旧燕市)
配分委員会開催日		H17.4.22(金) (町決定)	H17.5.9(月)	H17.5.18(水)	H17.4.13(水)
配分計画	配分対象被害 配分単価	①全世帯:10千円/世帯 *10月23日現在、住民基本台帳登録者でその後の転出入者は除く ②高齢者等の要援護世帯:10千円/世帯 ③一次配分者:10千円/世帯 *①②③とも同一家屋居住で複数世帯は1件としてカウント 最高支給額は30千円	集落単位 ア+イ ア 基準額:50千円/集落 イ 世帯数割:アの残額を世帯数割 *世帯数はH16.10.23現在	①持ち家被災 ア 全壊:1,500千円/世帯 イ 大規模半壊:900千円/世帯 ウ 半壊:250千円/世帯 エ 一部損壊 A:住宅の補修経費が100万円以上:200千円/世帯 B:同60万円以上100万円未満:80千円/世帯 C:同30万円以上60万円未満:40千円/世帯 ②集会施設被災 ア 解体・再建:1,500千円/施設 イ 施設補修経費が200万円以上:1,000千円/施設 ウ 同100万円以上200万円未満:500千円/施設 エ 同60万円以上100万円未満:300千円/施設 オ 同30万円以上60万円未満:150千円/施設	持ち家被災 ア 全壊:1,800千円/世帯 イ 一部損壊:45千円/世帯
	配分(予定)時期	H17.6月末まで	H17.6.23	①の半壊以上はH17.6月下旬頃まで、一部損壊はH18.12.28まで ②は施設の被害状況確認後	H17.4.29まで
	配分方法	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込
住家被害発生状況		半壊、一部損壊	全壊、一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	全壊、一部損壊

		燕市(旧分水町)	燕市(旧吉田町)	上越市	魚沼市
配分委員会開催日		H17.5.16(月)	H17.4.8(金) (町決定)	H17.4.12(火) (市決定)	H17.4.27(水)、5.23(月)
配分計画	配分対象被害 配分単価	①住家被害 ア 全壊(解体):2,470千円/世帯 *住宅が全壊し住宅を再建するまでの間、別の場所に仮住まいを余儀なくされた世帯 イ 全壊:1,800千円/世帯 *ア以外の場合(国の制度を利用し、住宅の応急処理を実施した世帯) ウ 大規模半壊:900千円/世帯 エ 半壊:225千円/世帯 ②公会堂修繕費助成(1か所) 475千円	住家被害 一部損壊:45千円/世帯	住家被害 一部損壊:45千円/世帯	①持ち家被災 ア 全壊:1,800千円/世帯 イ 大規模半壊:900千円/世帯 ウ 半壊:250千円/世帯 エ 世帯員割増:50千円/人 *世帯主以外の世帯員1人当たり ②ひとり暮らし高齢者 100千円/人 *半壊以上、65歳以上 ③要介護者世帯 100千円/世帯 *半壊以上、要介護度1~5 *②との併給無 ④地域コミュニティ再建見舞金 ア 世帯割:3,500円/世帯 イ 自治会均等割:100千円/自治会 ウ 被災世帯割:32千円×点数 ⑤団体配分金(1団体) 300千円
	配分(予定)時期	H17.5.31	H17.4.22	H17.5月中旬	H17.6.30
	配分方法	口座振込	口座振込	口座振込	口座振込
住家被害発生状況		全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊	一部損壊	一部損壊	全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊

新潟県中越大震災義援金「第2回配分計画」に係る市町村配分計画(5/5)

平成18年8月現在

		南魚沼市(除旧塩沢町)		南魚沼市(旧塩沢町)	出雲崎町	
配分委員会開催日		H17.4.7(木)		H18.1.23(月) 《追加》	H17.4.22(金)	H17.4.21(木)
配分計画	配分対象被害 配分単価	見舞い商品券 * H16.11.1現在の住民登録者に配付 * 転出者及び死亡による消滅世帯を除く * 見舞い商品券:1,500円/人 * 対象店舗 南魚沼市内の全店舗 (取扱い拒否店舗を除く) * 利用期間:6~8月		①各地区災害見舞金 ア 均等割:100千円/世帯(161世帯) イ 世帯割:500円/世帯(12,809世帯) ②災害救助ボランティア活動補助金 市社会福祉協議会:3,267,500円	下記のいずれかの被害があった地区 A 家屋の一部損壊のあった地区 B 負傷者のあった地区 C 一時避難のあった地区 D 地区内で安否確認などを行った地区 ア+イ ア <均等割>市町村配分金額の2/3を72地区の集落及び町内会に均等配分 :228,750円/地区 イ <世帯数割>市町村配分金額の1/3を災害時の世帯数に応じて配分 :8,781円~485,874円/地区 【合計額】237,531円~714,624円	住家被害 ア 半壊:225千円/世帯 イ 一部損壊:45千円/世帯 *ア、イとも10月23日現在、町内に居住していた世帯
	配分(予定)時期	H17.6月上旬		H18.3月	H17.6.10	H17.5.12
配分方法		世帯主あて世帯人員分を配付		口座振込	口座振込	口座振込
住家被害発生状況		全壊、半壊、一部損壊		一部損壊	一部損壊	半壊、一部損壊

		川口町	津南町	刈羽村
配分委員会開催日		H17.4.15(金)	H17.6.6(月) (町決定)	H17.5.19(木)
配分計画	配分対象被害 配分単価	①被災世帯 ア+イ ア 被災世帯割:100千円/世帯 イ 住家被害割 A 全壊:1,500千円/世帯 B 大規模半壊:800千円/世帯 C 半壊:200千円/世帯 D 一部損壊:75千円/世帯 ②仮設住宅入居世帯 100千円/世帯 * 入居日からH17.4.15までに3か月以上の入居期間がある世帯	集落等の単位 * 公民館等の公共的施設の修繕や集落道等の災害復旧並びに集落の事業等に活用 ア+イ+ウ ア <平均割>:50千円(ただし、5世帯未満は10千円×世帯数) イ <世帯数割>:600~1,800円/世帯 ウ <被害割>:各集落の偏差値を平均割及び世帯数割の合計値に乗じて配分額算出	①住家被害 ア 全壊:1,600千円/世帯 イ 大規模半壊:800千円/世帯 ウ 半壊:200千円/世帯 エ 一部損壊:40千円/世帯 ②集落 ア+イ ア 均等割:100千円/集落 イ 人口割:人口割合による按分
	配分(予定)時期	H17.4.28~	H17.6.28	H17.6.16
配分方法		口座振込		口座振込
住家被害発生状況		全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊		半壊、一部損壊
		全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊		全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊